

愛知県公報

発行／愛知県 編集／総務部法務文書課 (毎週火・金曜日発行)

目次 条 例

○愛知県文化芸術振興条例	第2号	(文化芸術課)	6
○愛知県医療療育センター条例	第3号	(障害福祉課)	10
○国民健康保険給付費等交付金の交付に関する条例	第4号	(国民健康保険課)	19
○愛知県国民健康保険運営協議会の委員の定数を定める条例	第5号	(同)	20
○愛知県部局設置条例の一部を改正する条例	第6号	(総務部総務課)	20
○愛知県手数料条例の一部を改正する条例	第7号	(財政課)	21
○愛知県県税条例の一部を改正する条例	第8号	(税務課)	26
○愛知県職員定数条例の一部を改正する条例	第9号	(人事課)	27
○知事等及び職員の給与の特例に関する条例の一部を改正する条例	第10号	(同)	27
○行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用に関する条例の一部を改正する条例	第11号	(情報企画課)	28
○愛知県名古屋飛行場条例の一部を改正する条例	第12号	(航空対策課)	29
○消費者行政活性化基金条例の一部を改正する条例	第13号	(県民生活課)	29
○愛知県青少年保護育成条例の一部を改正する条例	第14号	(社会活動推進課)	29
○愛知県芸術文化センター条例の一部を改正する条例	第15号	(文化芸術課)	30
○愛知県公立大学法人評価委員会条例の一部を改正する条例	第16号	(学事振興課)	31
○環境保全基金条例の一部を改正する条例	第17号	(環境活動推進課)	31
○県民の生活環境の保全等に関する条例の一部を改正する条例	第18号	(水地盤環境課)	32
○廃棄物の適正な処理の促進に関する条例の一部を改正する条例	第19号	(資源循環推進課)	33
○愛知県産業廃棄物税条例の一部を改正する条例	第20号	(同)	34
○愛知県事務処理特例条例の一部を改正する条例	第21号	(健康福祉総務課)	35
○指定居宅サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例の一部を改正する条例	第22号	(高齢福祉課)	35
○愛知県心身障害者コロニー条例の一部を改正する条例	第23号	(障害福祉課)	37
○指定通所支援の事業の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例の一部を改正する条例	第24号	(同)	38
○後期高齢者医療財政安定化基金条例の一部を改正する条例	第25号	(国民健康保険課)	39
○国民健康保険財政安定化基金条例の一部を改正する条例	第26号	(同)	39
○愛知県看護師養成施設条例の一部を改正する条例	第27号	(医務課)	40
○旅館業法施行条例の一部を改正する条例	第28号	(生活衛生課)	41
○愛知県農林業振興施設条例の一部を改正する条例	第29号	(農業経営課)	41
○愛知県都市公園条例の一部を改正する条例	第30号	(公園緑地課)	42
○砂防指定地内における行為の規制に関する条例の一部を改正する条例	第31号	(砂防課)	43
○都市計画法に基づく開発行為等の許可の基準に関する条例の一部を改正する条例	第32号	(建築指導課)	43
○愛知県立学校条例の一部を改正する条例	第33号	(財務施設課)	44
○風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律施行条例の一部を改正する条例	第34号	(保安課)	45

- 3 その他必要な規定の整理を行うこととした。
- 4 この条例は、平成30年4月1日から施行することとした。ただし、3の一部については、公布の日から施行することとした。

◇指定通所支援の事業の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例の一部を改正する条例（条例第24号）

- 1 児童福祉法の一部改正に伴い、規定の整理を行うこととした。
- 2 この条例は、平成30年4月1日から施行することとした。

◇後期高齢者医療財政安定化基金条例の一部を改正する条例（条例第25号）

- 1 県が基金に充てるため愛知県後期高齢者医療広域連合から徴収する拠出金の額の算定に係る割合を変更することとした。
- 2 その他必要な規定の整理を行うこととした。
- 3 この条例は、平成30年4月1日から施行することとした。ただし、2については、公布の日から施行することとした。

◇国民健康保険財政安定化基金条例の一部を改正する条例（条例第26号）

- 1 持続可能な医療保険制度を構築するための国民健康保険法等の一部を改正する法律による国民健康保険法の一部改正に伴い、国民健康保険財政安定化基金の運営に関し必要な事項を定めることとした。
- 2 この条例は、平成30年4月1日から施行することとした。

◇愛知県看護師養成施設条例の一部を改正する条例（条例第27号）

- 1 愛知県立総合看護専門学校の看護教員養成研修における教務主任の養成に係る研修料の額を定めることとした。
- 2 この条例は、平成30年4月1日から施行することとした。

◇旅館業法施行条例の一部を改正する条例（条例第28号）

- 1 旅館業の施設の客室の収容定員に係る基準を緩和することとした。
- 2 その他必要な規定の整備を行うこととした。
- 3 この条例は、平成30年6月15日から施行することとした。

◇愛知県農林業振興施設条例の一部を改正する条例（条例第29号）

- 1 愛知県立農業大学の教育部研究科を廃止することとした。
- 2 この条例は、平成30年4月1日から施行することとした。

◇愛知県都市公園条例の一部を改正する条例（条例第30号）

- 1 都市公園法施行令の一部改正により条例で定めることとされた一の都市公園に設ける運動施設の敷地面積の総計の当該都市公園の敷地面積に対する割合の上限を、100分の50とすることとした。
- 2 この条例は、公布の日から施行することとした。

◇砂防指定地内における行為の規制に関する条例の一部を改正する条例（条例第31号）

- 1 知事は、砂防指定地内において違反行為をした者に対して許可取消し等の処分又は原状回復等の命令をしたときは、その者の氏名及び住所並びに処分又は命令の内容を公表することができることとした。
- 2 この条例は、平成30年4月1日から施行することとした。

◇都市計画法に基づく開発行為等の許可の基準に関する条例の一部を改正する条例（条例第32号）

- 1 企業立地の促進等による地域における産業集積の形成及び活性化に関する法律の一部改正に伴い、同法から引用している市街化調整区域において工場又は研究所の立地を認める業種を定め直すこととした。
- 2 この条例は、公布の日から施行することとした。

◇愛知県立学校条例の一部を改正する条例（条例第33号）

- 1 愛知県立新城有教館高等学校及び愛知県立瀬戸つばき特別支援学校を設置することとした。
- 2 愛知県立愛知工業高等学校を廃止することとした。
- 3 この条例は、平成31年4月1日から施行することとした。ただし、2については、平成30年4月1日から施行することとした。
- 4 平成30年3月31日において愛知県立愛知工業高等学校の定時制課程の生徒である者は、同年4月1日に愛知県立城北つばさ高等学校の生徒となることとした。

愛知県都市公園条例の一部を改正する条例

愛知県都市公園条例（昭和三十二年愛知県条例第二十二号）の一部を次のように改正する。

第一条中「第六項」の下に「並びに都市公園法施行令（昭和三十二年政令第二百九十号。以下「令」という。）第八条第一項」を加える。

第二条の二第二項中「都市公園法施行令（昭和三十二年政令第二百九十号）」を「令」に改め、同条の次に次の一条を加える。

（運動施設の敷地面積の基準に係る割合）

第二条の三 令第八条第一項の条例で定める割合は、百分の五十とする。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

砂防指定地内における行為の規制に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成三十年三月二十七日

愛知県知事 大村 秀章

愛知県条例第三十一号

砂防指定地内における行為の規制に関する条例の一部を改正する条例

砂防指定地内における行為の規制に関する条例（平成十五年愛知県条例第四号）の一部を次のように改正する。

第八条に次の一項を加える。

- 3 知事は、第一項の規定による処分をし、又は措置を命じたときは、当該処分又は命令を受けた者の氏名（法人にあつては、名称及び代表者の氏名）及び住所並びに当該処分又は命令の内容を公表することができる。

附 則

この条例は、平成三十年四月一日から施行する。

都市計画法に基づく開発行為等の許可の基準に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成三十年三月二十七日

愛知県知事 大村 秀章

愛知県条例第三十二号

都市計画法に基づく開発行為等の許可の基準に関する条例の一部を改正する条例

都市計画法に基づく開発行為等の許可の基準に関する条例（平成二十三年愛知県条例第三十七号）の一部を次のように改正する。

第四条第三号中「開発区域が所在する市町村に係る企業立地の促進等による地域における産業